

2008年度総会報告事項について

(社) 日本気象学会理事会

2008年5月19日に、横浜開港記念会館で開催された2008年度(社)日本気象学会総会において、以下の2件の事項、

1. 公益法人移行について
2. 地球惑星科学連合の法人化の動きについて

について、当日配布資料を基に、総合計画担当理事より報告を行った。

いずれの事項も、今後の学会活動にとって非常に重要な内容であることから、総会に参加されなかった会員の皆様に、各事項の内容を、当日配布資料等の内容に基づいて説明を行う。

上記2件の事項については、今後も、理事会等で検討を行い、その結果については、適宜会員に報告する予定である。

1. 公益法人移行について

1.1 背景

政府による行政改革の一環として公益法人(社団法人・財団法人)改革が実施されており、平成18年6月には公益法人制度改革関連3法(一般社団法人・財団法人法、公益法人認定法、整備法)が公布された。

この改革の目的は、「民間非営利部門の活動の健全な発展を促し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設」(行政改革推進本部パンフレット)することにある。

1.2 新公益法人制度の概要

①現行公益法人制度

現行公益法人制度においては、法人の設立と公益性の判断は一体として運用されており、法人設立等については、主務官庁による許可制度となっている。

また、法人格と税の優遇が連動しており、法人税は収益事業にのみ課税されている。

②新公益法人制度

新制度では主務官庁制・許可主義は廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されている。すなわち、一般法人は登記のみで設立することが出来る(準則主義)。

一般社団法人・一般財団法人のうち公益法人を希望する法人に対して、民間有識者による委員会(公益認定等委員会：内閣府に設置)の意見に基づき行政庁が公益性の認定を行う。

③主な認定基準

公益目的事業(公益法人認定法第2条関係別表に示された23事業)を行うことを主たる目的とする必要がある。対象となる事業として「学術・科学技術の振興」がある。ただし、会員(社員)以外の不特定多数に対する便益の内容、すなわち、法人活動が一般社会に開かれているかどうか公益認定において重要であり、会員(社員)に閉じているような制度設計では、公益認定は困難であるとの判断が示されている。

また、公益認定については、50%以上の公益目的事業比率の維持、継続が必要である。

④現行公益法人の移行の仕組み

公益法人制度改革関連3法の施行の日(平成20年12月1日)から、現行の公益法人はすべて法律上は「特例民法法人」となる。ただし、経過措置として実質的には現行の公益法人と変わらない活動が可能である。また、これまでの名称を使用できる。

法律の施行から5年間を移行期間とし、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請、又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることが出来る。

移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされる。

1.3 日本気象学会の対応

上記1.2で述べたように、新公益法人制度においては、登記によって簡単に一般法人が設立できることから、社会的に信用のある法人となるためには、公益認定を受けることが必要である。また、公益社団法人となることによって、①原則非課税、②寄付優遇税制、等の税制上の優遇措置を受けることが可能となる。

したがって、日本気象学会としても公益認定を受ける必要がある。

公益認定を得るためには、定款等の変更のみならず、支部会計を統合して公益法人会計基準に則り、適正な会計処理を行う必要がある。

このため、平成19年5月に、総合計画担当理事の下に公益法人移行検討WGを設置し、検討を行ってきた。また、全国公益法人協会に加盟し、専門家の助言を受けながら移行の準備を進めている。

支部会計の統合については、各種取り扱い指針を参考に、専門家の助言を得つつ、日本気象学会に適用することが可能な試案を作成し（下記参照）、この案に沿って2009年度から支部会計の統合を行う計画である。

なお、新法では、移行に際しては過去の財務状況を含む活動実績は問わないことになっているが、国会の付帯決議は必ずしもそうではなく、過去の実績を勘案するようになってきている。経理基盤は重要な審査の対象であり、財務状況はきちんと改善しておく必要がある。

移行に係る議題等は総会での議決等が必要であることから、1.4 今後の予定に示すような工程で移行を計画している。

1.4 今後の予定

- ・2008年5月開催の総会において、公益法人移行について概略等を会員に説明。
- ・2009年度から支部会計の統合を実施。
- ・2010年5月開催の総会において、定款変更案等の承認。
- ・2010年度に公益社団法人移行の申請。認可。
- ・2011年度より公益社団法人として活動開始。

記

支部会計の本部会計への統合に関する試案

(1) 統合の基本方針

（社）日本気象学会の会計処理においては、平成18

年度より、本部会計のみ新公益法人会計基準に則って会計処理を行い、支部の収支等については、簡易な帳簿等により会計処理を行っている。しかし、学会は単一の法人であることから、支部の収支も含めて新公益法人会計基準に則って会計処理をしなければならない。このことは、所管官庁である文部科学省による実地検査等でも指摘されてきている。今後、公益認定を受けるためには、支部会計を統合し、新公益法人会計基準に則り適正な会計処理を行う必要がある。

さらに、公益法人認定後も、学会活動を従来以上に活発に維持するためには、これまで同様、各支部独自の活動を維持する必要がある。各支部活動の財源は主として、本部からの「支部交付金」によっており、これに各支部独自の活動等による収入等を加えて、各支部が独自に予算を編成し、支部総会の承認を受け、支部の事業運営を行っている。支部会計統合に際しても、支部活動の独自性を保障する必要があることから、予算の執行等においても支部の裁量を認めることに留意するものとする。

(2) 統合の具体的方法

2009年度からの支部会計統合の方法については、現在、公益法人会計基準の専門家等とも打ち合わせを行い、上記の基本方針に則り、概ね以下の様な方法を計画している。

- ・年度当初に一定額の交付金を各支部に交付し、これに各支部独自の活動等による収入等を加え、これらをもとに支部事業計画に基づいて予算編成等を行う。
- ・支部が新たな事業の展開を計画し、その計画を実行するために当初の交付金等で不足する場合は、申請により財政的な支援策を実施する。
- ・支部においては、現金・預金出納簿等により、現金・預金の管理を行い、年数回、収支の状況等を本部に報告する。さらに、年度末に、一事業年度の収支及び現金・預金残高等の報告書を作成し、本部に報告する。
- ・本部は支部報告書に基づいて支部の会計を整理し、公益法人会計基準に則り、法人としての日本気象学会の会計処理を行う。
- ・現在、支部独自で実施している活動等に要する費用等については、新公益法人発足までの期間、現在の支部活動を継続可能とするように配慮するものとする。

- ・支部会計の統合に際して、各支部の基金等については、支部支援活動等に優先的に活用できるように配慮するものとする。

2. 地球惑星科学連合の法人化の動きについて

地球惑星科学連合が平成20年度の法人化、さらに最終的には公益法人化を目指している。これに関連して、日本気象学会に対しても、種々の調査・要請等が行われ、学会からも連合運営会議等に対して、法人化計画に関する意見等を提出している。

連合に参加している日本気象学会にとっても、今後、連合とどのような関係を構築していくのか、学会の将来にとって非常に重要な問題である。

現在、総合計画担当を中心に、理事長を含め、地球惑星科学連合の各種委員会に参加している理事等と検討を開始したところである。

連合における法人化計画と、日本気象学会理事会の基本的な考え方について報告する。

2.1 連合の現状

- ①現在、47学協会が加盟（学協会会員総数57000人）しており、登録会員は延べ約13000名となっている。複数学会所属者を考慮すると、実数は7000名程度と考えられる。大気海洋関係は1000名以下であり、固体地球関係が1/2以上を占めている。
- ②大規模な学会である日本気象学会、地理学会、地質学会などにおける、会員全体に占める連合登録会員の割合は10%程度である。

2.2 連合法人化計画の概要

計画の詳細については、平成20年3月に出された、連合の「連合将来構想委員会中間2次答申」に示されており（<http://www.jpgu.org>を参照）、法人化の趣旨は、以下の様に述べられている。

- ①従来の関連学協会を束ねる窓口組織から、新たに日本の地球惑星科学の活動主体を目指す。
 - ②連合の発展が加盟学協会の活性化を促し、我が国の地球惑星科学が世界の中心の一つの基軸となり得るような組織・体制の確立を目指す。
- 具体的な法人化計画として、
- ①加盟学協会は団体会員となり、新たに正会員（個人登録会員）を創設する。正会員は登録時に6つの区

分（宇宙惑星科学、大気海洋・環境科学、地球人間圏科学、固体地球科学、地球生命科学、地球惑星科学総合）の中から所属する区分を申告する。

- ②連合の運営については、上記6区分ごとに代議員を選出し、これに団体会員を加えたもので社員総会を構成する。
- ③学術活動は自律的機能を持つ5つのセクション（宇宙惑星、大気海洋・環境、地球人間圏、固体地球、地球生命）を基本単位として行う。

2.3 気象学会としての基本的な考え方

気象学会としては、連合の分野と直接的に関係しない分野（天気予報、局地気象等）が主要な分野として存在することから、気象学会として独自に活動することが重要であり、学会としてのアイデンティティを維持する必要がある。

しかし、①学問が複雑化、複合化しているために、多くの分野との連携が必要になっている、②学術会議、文部科学省等は地球科学関係の対応学会として連合を想定している、等の理由から、気象学会としても法人化後の連合に継続的に参加する必要がある。

この場合、連合内において気象学会として構成要素としてのセクション（大気海洋・環境を想定）において主体的な活動を行う必要がある。このため、個人登録会員を一定数確保する必要があり、また、レギュラーセッションの開催についても検討する必要がある。

しかし、連合の法人化に関連して、以下の様な点については今後慎重に検討する必要がある。

- ①連合の財政的基盤を確立するために、将来参加各学会に対して財政的な負担を求める可能性がある。
- ②委員会、大会等で活動を行う場合、会員にとって相応の負担増が想定される。
- ③将来、連合として学術誌を出版することを計画している。
- ④連合への登録が現在では無料であるが、将来有料化される可能性がある。

今後も、連合の法人化計画に関しては、連合における検討会合に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、関係理事等によって検討を継続的に行い、適宜理事会等に報告する。